

社会福祉法人草加市社会福祉事業団行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標：計画期間内の、育児に関連する休暇の取得率を次の水準にする。
男性職員・・・対象となる職員における取得率を25%以上
女性職員・・・対象となる職員における育児休業取得率100%

<対策>

- 令和7年度
～令和12年度
- 制度に関する資料の作成。施設長及び職員への周知。
対象となる職員が子の看護休暇、育児休業が取得しやすい環境を整える。
オンラインを活用した制度説明会の開催等、職員が制度の情報を得やすい環境を整える。